

社会福祉法人 福角会
指定共同生活援助事業 のぞみホームズ
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 福角会が設置するのぞみホームズ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第60号）並びに松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日松山市条例第62号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う主たる事業所の名称並びに所在地及び生活する住居は、次のとおりとする。

- 一 名 称 のぞみホームズ
- 二 所在地 愛媛県松山市内宮町2007番地5

2 共同生活住居は、別表第1号のとおりとする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所には次に掲げる職種、員数の従業者を置くものとする。

ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- 一 管理者 1人（常勤）
- 二 サービス管理責任者 4人以上
- 三 生活支援員 10人以上
- 四 看護師 1人
- 五 世話人 25人以上

2 前項の従業者の職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 二 サービス管理責任者

サービス管理責任者は、以下の業務を行う。

- (ア) 個別支援計画を作成する。
- (イ) 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
- (ウ) 利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう検討し必要な支援を行う。
- (エ) 他の事業所等との連携及び調整並びに余暇についての必要な支援を行う。
- (オ) 従業者に対する技術指導・助言を行う。

三 生活支援員

生活支援員は、利用者に対し、日常生活上の必要な支援および余暇の支援を行うと共に個別支援計画に基づいたサービスの提供と具体的な支援を行う。

四 看護師

看護師は、利用者の方に対して日常生活上の支援を行うと共に、医師の指導のもと健康管理及び療養上の指導・助言を行う。

五 世話人

世話人は、生活支援員と連携し、利用者の支援並びに生活環境等の整備等を行う。

(主たる対象者)

第5条 事業所は、主たる対象者を知的障害者とする。

(入居定員)

第6条 事業所の入居定員は、105名とする。

2 各共同生活住居の入居定員は、別表第1号のとおりとする。

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所の内容は次のとおりとする。

- 一 個別支援計画の作成
- 二 利用者に対する相談
- 三 食事の提供及び食事・入浴・排泄等の支援
- 四 健康管理・金銭管理の支援
- 五 余暇活動の支援
- 六 緊急時の対応
- 七 日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡・調整
- 八 財産管理等の日常生活に必要な支援

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、共同生活援助を提供した際は、市町が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 各共同生活住居の家賃は、別表第2号のとおり徴収する。但し、建物賃貸契約書により家賃に変更が生じた場合、その金額を入居の人員で除した額を徴収する。
- 4 各共同生活住居に定められる共益費の額は、別表第2号のとおり徴収することとし、各共同生活住居で徴収する共益費の内容は別表3号のとおりとする。なお、共益費に変更が生じた場合、その金額を入居の人員で除した金額を徴収する。
- 5 各共同生活住居の光熱水費は、別表第2号のとおり徴収する。但し、不足が生じた場合は、不足額分を臨時徴収する。
- 6 各共同生活住居の食費は、朝食・夕食の費用として別表第2号のとおり徴収する。
- 7 各共同生活住居の敷金・礼金は別表第2号のとおり徴収する。

- 8 前各項の他、通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。また、当該費用にかかる領収書を利用者に交付しなければならない。

（入居にあたっての留意事項）

第9条 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- 二 入居にあたっては、他の入居者の迷惑にならないようにする。
（宗教活動、営利を目的とした勧誘、暴力行為等）

（非常災害対策）

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応）

第12条 事業所の従業者は、共同生活援助の提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行う。

（苦情解決）

第 14 条 提供した共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した共同生活援助に関し、法第 48 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 15 条 事業所は、利用者が同一の月に事業所が提供する共同生活援助等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助等及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

（虐待の防止について）

第 16 条 事業所は共同生活援助の提供にあたり、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2） 成年後見制度の利用支援
- （3） 苦情解決体制の整備
- （4） 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5） 虐待防止に関する委員会は権利擁護委員会等をこれにあてる。

（身体拘束の禁止）

第 17 条 事業所は共同生活援助の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。

4 身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人福角会人権侵害防止規程に記載の通りとする。

5 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施することとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 18 条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は***と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

前規定を廃止し、本規定を平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日より、本規定第 4 条 2 項 3 項 4 項を一部変更、および別表第 2 号を一部変更する。

平成 27 年 12 月 1 日より、本規定第 4 条 4 項を一部変更、および別表第 1 号・別表第 2 号を一部変更する。

平成 28 年 4 月 1 日より、本規定第 4 条 3 項 4 項・第 6 条 1 項を一部変更、および別表第 1 号・別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

平成 28 年 11 月 1 日より、本規定第 3 条 1 項・第 6 条 1 項・および別表第 1 号・別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

平成 29 年 4 月 1 日より、本規定第 4 条 1 項・第 6 条 1 項・および別表第 1 号・別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

平成 29 年 6 月 1 日より、本規定第 4 条 1 項・第 6 条 1 項・および別表第 1 号・別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

平成 29 年 11 月 1 日より、本規定第 4 条 1 項・第 6 条 1 項・および別表第 1 号・別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

平成 30 年 4 月 1 日より、本規定第 4 条 1 項・第 6 条 1 項・および別表第 1 号・別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

平成 31 年 4 月 1 日より、本規定第 4 条 1 項・および別表第 2 号を一部変更する。

令和 2 年 4 月 1 日より、本規定第 4 条 1 項・および別表第 2 号を一部変更する。

令和 3 年 4 月 1 日より、本規定第 15 条を追加、第 4 条 1 項・および別表第 1 号を・別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

令和 3 年 10 月 1 日より、別表第 2 号・別表第 3 号を一部変更する。

令和 4 年 4 月 1 日より、本規定第 4 条 1 項を一部変更、第 11 条、第 13 条を追加、第 16 条を変更、第 17 条 3 項 4 項 5 項を追加、別表第 2 号を一部変更する。

令和 4 年 5 月 1 日より別表第 2 号を一部変更する。

令和 4 年 9 月 1 日より本規定第 4 条を一部変更する。

別表第 1 号(第 3 条、第 6 条関係)

事業所に属する共同生活住居

名 称	所 在 地	入 居 定 員
まつばホーム	松山市権現町甲 8 7 番地 2	5 名
ふたばホーム	松山市権現町甲 8 7 番地 2	6 名
ひのきホーム	松山市内宮町 1 6 - 5	6 名
あかねホーム	松山市内宮町 1 6 - 5	3 名
なつめホーム	松山市福角町甲 1 3 0 2 番地 1	6 名
せと堀江寮	松山市権現町甲 1 3 7 番地	7 名
すみれホーム	松山市内宮町 1 6 - 5	3 名
第 2 すみれホーム	松山市内宮町 1 6 - 5	5 名
第 2 よつばホーム	松山市北斎院町 6 8 2 番地 4	3 名
みずきホーム	松山市久万ノ台 1 1 9 5 - 7	4 名
けやきホーム	松山市南江戸 2 丁目 1 4 - 2 4	6 名
ひかりホーム	松山市朝生田町 2 丁目 1-1	4 名
あさがおホーム	松山市久万ノ台 2 5 7 番地 1	6 名
さつきホーム	松山市久万ノ台 2 5 7 番地 1	4 名
あおばホーム	松山市久万ノ台 1 7 7 番地 1 6	4 名
あおばホームサテライト	松山市中央 1 丁目 8 番 4 号キャンパス KREIS 3 0 3 号室	1 名
かえでホーム	松山市内宮町 2 0 0 7 番 5	1 0 名
プレミアム勝岡 A 棟	松山市勝岡町 5 番地 1	7 名
プレミアム勝岡 B 棟	松山市勝岡町 4 番地 1	7 名
アルフラット別府 A	松山市別府町 4 5 2 番 1	4 名
アルフラット別府 B	松山市別府町 4 5 2 番 1	4 名
合 計		1 0 5 名

別表第 2 号（第 9 条関係）

共同生活住居別受領費用額

名 称	家 賃	光熱水費	食費	共益費	敷金	仲介手数料 鍵交換代
まつばホーム	28,000 円	6,000 円	実費	1,190 円	—	
ふたばホーム	28,000 円	5,000 円	実費	1,090 円	—	
ひのきホーム	21,500 円	11,000 円	実費	1,500 円	(※)	
あかねホーム	21,500 円	9,000 円	実費	1,572 円	64,500 円	
なつめホーム	28,000 円	9,000 円	実費	1,190 円	—	
せと堀江寮	28,000 円	11,000 円	実費	590 円	—	
すみれホーム	21,500 円	13,000 円	実費	1,572 円	64,500 円	
第 2 すみれホーム 302	21,500 円	9,000 円	実費	1,572 円	(※)	
第 2 すみれホーム 601	25,750 円	9,000 円	実費	2,358 円	77,250 円	
第 2 よつばホーム	40,000 円	3,000 円	実費	—	—	
みずきホーム	24,500 円	15,000 円	実費	2,625 円	(※)	
けやきホーム	12,000 円	9,000 円	実費	550 円	24,000 円	
ひかりホーム	29,330 円	15,000 円	実費	4,000 円	66,000 円	
あさがおホーム 308	23,000 円	11,000 円	実費	3,000 円	(※)	
あさがおホーム 213	21,500 円	11,000 円	実費	3,000 円	63,000 円	
あさがおホーム 212	22,500 円	11,000 円	実費	3,400 円	(※)	9,900 円
さつきホーム	23,000 円	13,000 円	実費	3,000 円	(※)	
あおばホーム 203	22,500 円	14,000 円	実費	3,000 円	67,500 円	
あおばホーム 503	22,500 円	14,000 円	実費	3,000 円	45,000 円	
あおばホームサテライト	32,000 円	実費	実費	5,050 円	96,000 円	44,000 円
かえでホーム	30,000 円	10,000 円	実費	実費	—	
プレミアム勝岡 A 棟	45,000 円	2,000 円	実費	実費	—	
プレミアム勝岡 B 棟	40,000 円	10,000 円	実費	実費	—	
アルフラット別府 A	45,000 円	3000 円	実費	実費	—	
アルフラット別府 B	45,000 円	3000 円	実費	実費	—	

(※) 愛媛県障害者グループホーム移行促進事業補助金により敷金補助あり。

別表第3号（第9条関係）
共同生活住居別共益費内訳

名 称	共 益 費									
	CATV	浄化槽 点検	くみ取 り	町内会 費	祭礼 費	マンション	管理費	共同 アンテナ	警報機	家財保 険料
まつばホーム	○	○	○	○	○	—	—	○	—	
ふたばホーム	○	○	○	○	○	—	—	○	—	
ひのきホーム	—	—	—	—	—	○	—	—	○	
あかねホーム	—	—	—	—	—	○	—	—	○	
なつめホーム	○	○	○	○	○	—	—	—	—	
せと堀江寮	—	○	○	—	—	—	—	—	—	
すみれホーム	—	—	—	—	—	○	—	—	○	
第2すみれホーム	—	—	—	○	—	○	—	—	○	
第2よつばホーム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
みずきホーム	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
けやきホーム	○	—	—	○	—	—	—	—	—	
ひかりホーム	—	—	—	○	—	○	○	—	○	
あさがおホーム 308.213	—	—	—	○	—	○	○	—	○	
あさがおホーム 212				○		○	○		○	○
さつきホーム	—	—	—	○	—	○	○	—	○	
あおばホーム	—	—	—	○	—	○	○	—	○	
あおばホームサテライト				○		○	○		○	○
かえでホーム	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
プレミアム勝岡 A棟	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
プレミアム勝岡 B棟	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
アルフラット 別府 A	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
アルフラット 別府 B	—	—	—	○	○	—	—	—	—	